

発行日：20 年 月 日

## 所有者（被保証者）

殿

保証者は、所有者（被保証者）に対し、保証住宅欄に記載の住宅につき、右記の保証内容を保証いたします。

## 保証者

【商号又は名称】

【代表者】

【住所】

【電話番号】

## 保証住宅

【所在地】

## 【保証期間】

保証期間は、下表「保証期間」欄の期間とします。

プラン区分	保証期間
初回延長プラン	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年 <input type="checkbox"/> 5年
基本プラン	<input type="checkbox"/> 10年
10年補償プラン	<input type="checkbox"/> 10年

## 【保証限度額】

保証限度額は保証期間を通算して下表「保証限度額」欄の額とします。

保証限度額		
<input type="checkbox"/> 500万円	<input type="checkbox"/> 1,000万円	<input type="checkbox"/> 2,000万円

## 【保証内容】

保証内容は保証住宅欄に記載の住宅(以下「保証住宅」といいます。)の、構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因して、保証住宅に次のいずれかの事由が生じた場合において、保証者が所有者(被保証者)に対して、修補又は損害賠償を行う責任とします。ただし、瑕疵担保責任と同等の責任に限りません。

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと。
- ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと。

なお、保証者は上記の責任を確実に履行するために、保証者が被保険者となる住宅延長瑕疵保険契約を株式会社住宅あんしん保証と締結するものとし、当該保険の範囲内で上記の責任を負います。

また、この保証書で使用する用語のうち、当該保険の約款(追加条項及び特約を含みます。)に規定された用語は、当該約款が定める定義に従います。

## 保証者が廃業または倒産等した場合の取り扱い

保証者が廃業または倒産等した場合において、保証期間中に本標準保証書の保証内容欄に記載の事由が生じたときは、被保証者は瑕疵保険契約に基づき株式会社住宅あんしん保証に直接保険金の支払を求めることができます。